

生活における
様々なトラブルを
24時間365日
サポートします！

ライフサポート

LIFE SUPPORT



ライフサポート

新しい部屋、新しい暮らし。環境もライフスタイルも変わる新生活には、様々な不安やトラブル・災害や事故などはつきものです。本商品はそんな万が一のトラブルや事故に備えたサポートシステムです。
カギの紛失や、水まわりのトラブル、不注意によるガラスの破損、法律に関するご相談から健康カウンセリングまで、いつ起こるかもしれないトラブルにお応えします！

生活トラブルサポート

24時間・365日出動

カギのトラブルサービス

最大1万円(税込)
の宿泊補助金給付

- カギを紛失して自宅に入れない！
- 外出先にカギを忘れてきてしまった！

※氏名・住所が会員登録と一致する
顔写真付きの公的身分証の提示が必要です。
※合カギの作製はいたしません。
※マンションのオートロックは作業対象外となります。

3,300円(税込)以下の
部品代は無料



水まわりのトラブルサポート

- 蛇口からの水漏れ！
- トイレのタンクが故障して水が出ない！
- トイレの水が詰まって流れない！
- 台所の詰まりで水が流れない！
- 洗濯機のホースを接続してほしい！

3,300円(税込)以下の
部品代は無料



ガラスのトラブルサポート

- 泥棒の侵入でガラスを割られた！
- 自然災害でガラスが割れた！
- ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい！
- ガラスを割ってしまったので片付けてほしい！

3,300円(税込)以下の部品代は無料



在宅確認サポート

- 一人暮らしをいている子供に連絡がとれなくて心配！様子を見て来て！

※玄関前までの出動対応となります。
※部屋内に入るのは確認は行いません。
※サービスのご利用は、1親等以内のご親族に限ります。



無償対応範囲と 有償対応範囲について

○無償対応範囲…基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(60分以内の作業)・3,300円(税込)以内の部品代が無料となります。
○有償対応範囲…60分超の作業料金(10分につき、1,100円(税込))・特殊作業料金・3,300円(税込)を超過した際の部品代金全額となります。
○経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。

生活相談サポート

24時間・365日受付

近隣情報のご案内

- 例えば…
- 引越したばかりで近くのホームセンターの場所が知りたい。
 - 最寄りの病院の連絡先が知りたい。
 - 近くに子供が遊べる大きな公園があるか知りたい。

健康・医療

- 例えば…
- 不意なケガの応急処置はどうすればいいの？
 - 急な発熱、とりあえずどうしよう？
 - 栄養に関する食事の相談。

※当社で直接対応はいたしません。
※個別の相談料は実費となります。
※ご案内・ご紹介先の対応時間については別途ご確認ください。

ダイヤル案内

- 例えば…
- 訪問販売がしつこくて、つい契約をしてしまった！
 - 出会い系サイトから不当請求がきて困っている！

※当社で直接対応はいたしません。
※個別の相談料は実費となります。
※ご案内・ご紹介先の対応時間については別途ご確認ください。

パソコン

- 例えば…
- エクセルの表の印刷サイズがいつもあわない。
 - ソフトの上手な使い方が分からない。
 - 突然画面が真っ暗になって動かない。
 - パソコンの基礎知識を教えてください。

ガス・給湯器のトラブル

- 例えば…
- お風呂のお湯が出ない！
 - コンロが点火しない！

※緊急の一次対応であり、機器の修理等はガス会社様の対応となりますので、対応はできません。
※機器の修理やガス漏れの場合は、管理会社様へご連絡して下さい。

電気のトラブル

- 例えば…
- ブレーカーが落ちた！
 - 突然電気が消えた！

※特殊な電気機器(配電盤・分電盤等)の故障は、別途部材発注の可能性があるため、対応はできません。
(停電・電気料金の未払い等は、電力会社様の対応となります。)
※建物設備以外、サービス対象外となります。
※ブレーカーの仮復旧で解決しない、建物設備に関するトラブルは、管理会社様へご連絡して下さい。

お問い合わせフリーダイヤル

0120-294-271

24時間・365日対応/年中無休

新すまいRoom保険C(家財保険)

① 火災



② 落雷



③ 破裂または爆発



④ 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ



⑤ 風災・ひょう災・雪災

※家財の損害額に条件はありません。



⑥ 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊



⑦ 騒じょうなど



⑧ 家財の盗難

※1事故、50万円限度。



⑨ 通貨の盗難

※通貨は1事故、1世帯20万円限度。



⑩ 預貯金証書の盗難

※預貯金証書は1事故、1世帯につき150万円限度。



⑪ いたづら

※1事故30万円限度。



⑫ 水害

※保険金は再調達価額に占める家財の損害割合によって異なります。



一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で①～⑧の事故によって損害を受けた場合

新すまいRoom保険C(賠償責任保険)

⑭ 家主様向け賠償責任

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れ、その他偶然な事故により被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合



⑮ 第三者に対する賠償責任

被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物（被保険者が所有、使用または管理する財物は除く）に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合



さらに次の費用保険金等が付帯されます。

臨時費用

水道管等修理費用

ドアロック交換費用

残存物清掃費用

緊急避難費用

ガラス交換費用

浴槽交換費用

損害防止費用

修理費用(※借用住宅に限りです)

地震火災費用

ピッキング防止費用

近隣見舞費用

洗面台交換費用

便器交換費用

遺品整理費用

●家財の損害額は再調達価額の基準で損害額をお支払いしますので、万一の場合でも損害保険金で同等の家財が購入出来ます。(※ただし貴金属等は時価額で評価します)

●損害保険金等をお支払いする際にお客さまからの自己負担額はありません。

●修理費用の補償には「住宅内での被保険者の死亡による借用住宅の損害(50万円限度)」を含みます。

■このパンフレットは新すまいRoom保険Cの概要を説明したものです。詳細は取扱代理店またはジャパン少額短期保険株式会社までお問合せください。詳しくは約款、重要事項説明書をご覧ください。

■このパンフレットに記載している、新すまいRoom保険以外の各種サポート、サービスの内容は、ジャパン少額短期保険が提供する新すまいRoom保険の付帯サービスではありません。※以下に記載されているホテル宿泊優待サービスを除きます。

東京・大阪のハイランクホテルに特別価格で宿泊できます！
保険契約者向けホームページ <http://www.bestrsv.com/bsp/jbr/>
サービス提供会社：株式会社ベストリザーブ

新すまいRoom保険C（家財保険・賠償責任保険）補償内容について

新すまいRoom保険C 補償プラン一覧

保険金の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額 (家財保険限度額150万円)	保険金をお支払できない 主な理由
家財保険	①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 (1個(組)ごとに30万円限度)	・ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 ・家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ
	⑧家財の盗難	家財	・家財が屋外にある間に生じた盗難
	⑨通貨の盗難	通貨	※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。
	⑩預貯金証書の盗難	預貯金証書 盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合	・持ち出し家財である自転車の盗難
	⑪いたずら	第三者によるいたずらにより家財が損害を受け、所轄の警察署で被害届が受理された場合	・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事変または暴動
	⑫水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	・上記以外の放射性放射または放射能汚染など
		家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	・洗面台交換費用(保険金)
	持ち出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑨の事故によって損害を受けた場合	・洗面台以外(洗面ボウルと一体化していない鏡、収納器具、照明器具、水栓器具等)の破損または汚損
	臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	・器具内部の破損または汚損
	修理費用保険金	上記①～⑥、⑧～⑪の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者(住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人)が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります	・詰まりによる破損または汚損など
	水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	《便器交換費用(保険金)》
	地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半壊以上になった場合 b. 家財が全壊した場合	・便器、便座、便ふた、タンク以外の破損または汚損
	ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	・器具内部の破損または汚損
	ピッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	・詰まりによる破損または汚損など
	残存物清掃費用保険金	上記①～⑨の事故により損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用	《浴槽交換費用(保険金)》
	近隣見舞費用保険金	上記①・③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合	・浴槽以外(洗い場、換気扇、浴室乾燥機、ドア、鏡、収納器具、照明器具、水栓器具など)の破損または汚損
	緊急避難費用保険金	上記①～⑨の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	・器具内部(浴槽のエプロンカバーの内部を含む)の破損または汚損
	洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	・詰まりによる破損または汚損など
	ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合(熱割れによる破損を含みます。)	
	便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	
	浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	
	遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	
損害防止費用	損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用	
	賠償責任保険(*)	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れ、その他偶然な事故により被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額(法律上の賠償責任の額) 1,000万円を限度 ※偶然な事故により被保険者が住宅を損壊させた場合は、火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故による漏水は1,000万円を限度とし、その他の事故は100万円を限度とします。

(*)…1事故においてお支払する保険金は1,000万円を限度とします。

もしも家財保険・賠償責任保険の事故にあわれたら…

●新すまいRoom保険C 事故受付専用ダイヤル(フリーコール)

0800-300-9898

24時間/年中無休